

資料 1

佐倉市健やかまちづくり推進委員会
平成 29 年 12 月 20 日（水）

佐倉市健やかまちづくり推進委員会条例

（設置）

第 1 条 市民の健康づくり事業の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、本市の健やかまちづくりを基本理念とする健康増進計画（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく施策及び事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により佐倉市健やかまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- （1）健康増進計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- （2）健康増進計画に関する事業の進行管理及び評価に関すること。
- （3）その他市民の健康増進に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）医師 3 人以内
- （2）歯科医師 1 人
- （3）保健所の職員 1 人
- （4）学識経験者 2 人以内
- （5）健康づくりの活動を実践する市民団体の代表者 3 人以内
- （6）市民 5 人以内

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、所掌事項のうち特定の事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 市長は、委員会の求めに応じ、臨時委員を委嘱することができる。

3 臨時委員は、当該特定の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び専門委員会の庶務は、健康増進主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(佐倉市母子保健連絡協議会条例の廃止)

2 佐倉市母子保健連絡協議会条例(平成9年佐倉市条例第14号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月16日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。